

行政文書の廃棄に関する行政文書等管理委員会の意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄予定行政文書ファイルについて

(1) 対象文書

平成 24 年度までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、基準表の「19 その他の事項」に該当する文書

- 例) ①照会の実施及び回答のとりまとめに関する文書 (235)
②県の機関からの照会及び回答(236)
③県の機関以外からの照会及び回答(237,238)
④通知又は報告に関する文書(240) 等

(2) 行政文書ファイルの件数 約 30,000 件

2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取手続

①意見聴取の期間 平成 24 年 12 月 26 日(水)から平成 25 年 1 月 24 日(木)まで

②意見聴取の方法 廃棄対象行政文書ファイルを、県政パブリックコメント手続きにより、県のホームページに登載するとともに、県庁情報プラザ、各地域振興局等に備え置き閲覧に供した。

③県民から提出された意見 0 件

(2) 有識者からの意見聴取手続

①意見の聴取先

九州大学 三輪教授(記録資料館 産業経済資料部門 記録資料館長) グループ

②意見聴取の期間 平成 25 年 1 月 8 日(火)から平成 25 年 1 月 31 日(木)

③意見聴取の方法

- ・廃棄対象行政文書ファイル一覧表の確認
- ・現物の確認 歴史公文書の選別基準に該当するか否か不明な文書を抽出。市町村合併、感染症対策、新幹線整備関係、生活保護対策等を中心に約 1,000 件について現物の確認を実施。なお、時間的な制約等から約 300 件近くはチェック未了のため、後日チェックいただく予定。

④有識者から提出された主な意見 資料 1 - 2のとおり

- ・廃棄が適当なもの・・・廃棄相当
- ・歴史資料として重要な文書に該当する可能性があるもの・・・判断不能

3 廃棄予定行政文書ファイル一覧

別添資料 1 - 3のとおり